



働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。
働きやすさやアットホームな雰囲気。
従業員のやる気や笑顔。
などなどいろんな条件があるように思います。
でも忘れてはならない義務があります。
労働保険の成立手続です。
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。
労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。
労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 🔍

